

令和6年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第115号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

物価が高騰する中、学校給食の質を維持し、安心・安全な学校給食を安定して提供するため、学校給食費の改定を行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 条例改正の施行日が令和7年4月1日となっているが、いつまでに国の交付金のめどがつけば、値上げせずに対応できるか。

答1 現在、3月末までが今年度の国の交付金で給食費の補填の対応をしている。4月以降の対応としては、国の交付金を給食費に充てることが可能であれば、3月市議会でこの条例に附則をつける改正を行うことによって、給食費の改定の時期を遅らせるなどの対応が可能だと考えている。

問2 学校給食運営協議会の議事録を見ると2段階で給食費を上げていくという意見もある。今回は第1段階の値上げの議案であるが、今後2段階に分けて値上げをしていく方向性もあるのか。

答2 今回の改定は、現状維持することを一旦目的としているので必要な額だけの値上げとしている。来年度以降は、1回改定すると10年間、20年間改定しないということではなく、短い期間で物価に応じて細かく改定するということであり、数年かけて質の充実も含めて給食の在り方を検討していきたい。

問3 平成25年の予算特別委員会の議事録を見ると自校炊飯を全校導入できれば、1食当たり27円経費が浮くと記されている。これが令和2年になると17円に変化していたが、今もこの効果は継続しているのか。

答3 自校炊飯により1食当たり17円が浮く。この17円の内9円は食材の充実に活用し、残りの8円は今も光熱費に充てている。9円については今も効果は継続しているが、この9円を越す物価高が生じている状況があることから今回の給食費の改定を行うものである。

問4 どちらのまちの給食費が安いとか、どこのまちが無償化したとかというような不毛な都市間競争をするのはよくない。国の交付金措置、給食無償化の流れに向かって市として動くことはできないか。

答4 学校給食は、学校給食法に基づいて実施している事業であり、教育の一環として食育の分野でも重要な役割を果たしている。その費用負担が自治体によって差が出てくること自体が教育の公平性の問題を含め大きな課題である。その真意を国に伝えることによって、自治体間格差や競争がなくなるような取組をしていきたい。

問5 食材の仕入れについて、コストカットの工夫は何かしているか。

答5 野菜を除く肉、加工品、調味料等については見積り合わせの上、一番安い業者から調達している。野菜については事業者から出てきた基準単価を実勢価格と比較してそこに配送費用を上乗せした単価で仕入れられているが、見直しの必要性は認識している。

問6 学校から保護者等への通知を、食材の高騰により給食の質を維持することが難しくなっていることや値上げの部分が食材費であることが伝わる内容にできないか。

答6 今後は給食費がどのように使われているのかも含めて周知する。

委員間討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 物価高騰で市民の生活も大打撃を受けている中で給食費の値上げには賛成できない。9月に全国知事会から出された持続可能な活力がある日本と地域を実現するための提言における子ども・子育て政策の強化の項目では、学校給食の無償化等全国一律で行う施策については地域間の差が生じないよう、地方負担分も含め国の責任において必要な財源を確実に措置することとある。今回の値上げは全国知事会の思いと逆行するものである。給食費の値上げではなく、国や県の責任で無償化していくべきであり、市としても無償化を求めていってほしいと申し上げて反対討論とする。

(賛成討論)

討論2 現状では、子どもたちが満足する献立ができていない状況である。値上げをしたとしても現状維持であり、保護者や子どもたちも質の充実を含めた願いは持っている。学校給食は食教育そのものであり、義務教育の無償化の観点から、国が本来措置すべきものとの思いで動いていくのはよいが、現状で実現しない中では、学校給食を充実する方向に向けざるを得ない。経済的困窮世帯には生活保護や就学援助などにより、全額無償で給食が提供されているということから、負担できる世帯の方にはしっかりと説明して、お願いするしかない。学校給

食を安心安全で、質の良いものにしていくための施策ということで賛成討論とする。

審査結果 可決（賛成多数 賛成 6 人、反対 1 人）

令和6年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第116号 宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
本市が設置している特別支援学校である宝塚市立養護学校の名称を、宝塚市立たからづか支援学校に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	学校の名称変更に伴い経費が必要となるが、今名称を変えないといけない緊急性はあるのか。
答1	学校の名称変更に係る経費は、総額で150万円弱の金額になる。今すぐに変えなければならないという話ではないので緊急性はないが、今回学校運営協議会で校名変更の方向性が決められたということで、必要性はあると理解している。
問2	卒業生たちへの配慮や、校名を変えるに当たっての周知をどのように行うのか。
答2	校名変更の検討段階において、卒業生も対象に含め、校名への思い、願いも回答できる形式でアンケートを実施し、校名への愛着にも配慮した。校名を変更することに決まった場合は、校名変更の経緯等も含めて改めて説明をし、理解を得られるよう周知をしていきたい。
問3	学校運営協議会での議論によって、条例改正や予算が必要な事業が進んだことは、学校運営協議会全体のよい事例となる。今回の事例について他の学校運営協議会に周知することは考えているか。
答3	他の学校運営協議会にも周知をしていきたい。
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和6年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第117号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>本年8月に宝塚市立花屋敷グラウンドのテニスコートに夜間照明を設置したことに伴い、当該夜間照明の利用料金を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	夜間の安定した利用者が見込めるのか。その検討はしたのか。
答1	テニスコートの夜間照明設置については指定管理者の提案である。夜間の時間帯の運営になるので、利用見込みの詳細については把握できていない。
問2	宝塚市民が利用しやすい形を第一に考えていくべきと思うが、どう考えているか。また、今も3市1町は市民料金の形のままであるのか。
答2	宝塚市民の利用については、一定見込めると考えている。夜間利用が拡大することで一般利用に加えて指定管理者によるナイトテニスなどの自主事業が充実すると考えている。伊丹市、川西市、三田市及び猪名川町の住民が本市施設を利用した場合の料金は、宝塚市民と同じ料金になっている。
問3	市民への周知については、どのような方法で行うのか。
答3	現利用者からの拡充が見込めるので、現施設内での掲示による周知を考えている。また、併せて施設と市のホームページによる周知を行いたい。
問4	今回設置する設備と同程度の設備を市が設置した場合、どの程度の工事費がかかるのか。
答4	今回指定管理者が設置するというので詳細な金額は分からないが、過去に市が照明器具の設置に関して試算した際には、約3,300万円と算出されている。
委員間討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第119号 工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業 整備工事）の締結について

議案の概要

市立小学校22校及び中学校12校の屋内運動場34棟並びに市立スポーツセンターの武道館において、DBO方式により空調設備等整備工事を実施するため、請負金額20億6,827万5千円で、テラマエ設備工業株式会社神戸営業所、株式会社二神建築事務所及び株式会社川南ファシリティズを請負業者として工事請負契約を締結しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 目的外使用の場合の空調利用は有料ということだが、空調設備を利用せず利用者が熱中症になった場合、責任の所在はどこにあるのか。

答1 団体が目的外使用する場合、一定の温度での空調利用を指導する予定なので、熱中症の危険性は低くなると考える。

活動実施の可否については、熱中症予防運動指針により利用団体の責任者が判断することとなっている。空調設備を利用していなかった場合、有事の際の責任の所在は当該利用団体の責任者にあると考えている。

問2 体育館は従来からの建物であるため、サッシも含めて断熱性が全くない。長寿命化改修工事や予防改修の際に屋根に断熱性のある塗料を塗ることで断熱性を高めると予算特別委員会の際に答弁があった。今回、この塗装は同時には行われないのか。

答2 同時期に長寿命化工事や予防改修を行う7校ほどの体育館の屋根部材を塗装することとなっている。

問3 大規模災害時に都市ガスが止まった場合、このエアコンは都市ガスで動いているため、PAジェネレーターでプロパンガスに切り替えることとなっている。大規模災害時は、非常に混乱している状況だと考えるが、切替え作業は行政側と地域住民のどちらが行うことを検討しているのか。

答3 今回設置するジェネレーターの操作について、事業者が説明書を作成し、市職員や学校職員が簡単に操作できるよう説明や講習を行いたいと説明を受けている。

災害時における切替え操作は、原則として市職員で行うことを考えている。

プロパンガスという可燃性の燃料を取り扱うこととなるため、市民による切替

え操作については慎重に判断する必要があると考えている。

問4 今回、自主避難場所6校にPAジェネレーターが設置されるが、今後、他の学校にも拡充するのか。

答4 公募型プロポーザル方式により選定された事業者から、事業費の上限額の範囲内で自主避難場所6校へのPAジェネレーター設置の提案を受けた。

今回の契約内容は、空調設備の整備と15年間の維持管理であるため、現時点で直ちに設備を拡充することは考えていない。

今後は、設備工事ではなく、発電機やコンロストーブなど備蓄品の充足をさらに進めることで、避難所の良好な生活環境の確保に努めたい。

問5 武道館には大会や定期利用などの利用者が常にいる。空調工事期間中のうち、使用できない期間について、以前は代替の活動場所を自分たちで見つけるようにと指定管理者から言われていた。一般の利用者が他の施設を見つけるのは難しく、武道などにおいては、中学校に利用を依頼しても使用許可が難しい。市側で施設提供などをする体制は取れないのか。

答5 具体的に代替施設を確保するなどには困難な状況である。武道場は武道以外の健康づくり教室などの利用者もいる。限られているが、既存スポーツ施設の活用や利用調整などについて、指定管理者と協議し、スポーツ意欲の減退を招かないよう工夫していきたいと考えている。

問6 第2期の施工予定数が20施設と集中しているが、スケジュールが遅れる心配はないのか。また遅れた場合は、どのような状況が起こることを想定しているか。

答6 今回仮契約した事業者は他市で夏休み中に45校の学校の空調工事を行った実績があり、短期間に工事を行うノウハウを持っていると市は判断している。また、他の多くの自治体が体育館空調工事の発注を行っている中、確保が大変な室外機を仮押さえしているとの報告も受けているため、遅れることはない判断している。

もし、相手側の瑕疵等で遅れた場合、市に対する損害分について、協議の上補填するという契約を結ぶ予定である。

問7 目的外使用での使用料徴収はコード決済となっているが、現金で徴収することは考えていないのか。

答7 学校現場で現金を預かったり、機械に現金が残ったままの状態があったりするとセキュリティ上、問題がある。また釣銭が生じた場合誰が集めるか、またその人件費がかかることなど、様々な検討を行った上で、安全性の面も含めコード決済が一番と考えている。

問8 体育館の空調設備が稼働した際のランニングコストは、これまでの教育費予算に含まれていない。この金額を一般会計から増額できる見込みがあるのか。増額しないと、子どもたちの教育の質が下がることになりかねない。財政についてどのように見ているのか。

答8 空調設備は、子どもの命を守るための熱中症対策に必要なものだと思っている。ただ、今よりも金額が上がることを踏まえながら、全体で見えていかないといけないと考えている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第122号 和解することについて

議案の概要

2016年に発生した、市立中学校に在籍していた生徒がいじめにより自死に至った事案に関して、当該生徒の保護者が、損害賠償金の支払を求めて、大阪簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったもので、民事調停における協議の結果、市が申立人に対して、損害賠償金として4,000万円を支払うなどの内容で和解しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 和解の要旨の中に、本件の教訓を風化させることなく、将来にわたり、全ての児童生徒にとってより安全安心な学校環境の整備に向けた取組を継続するとある。具体的には、どのような取組を行っているのか。

答1 宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針と、宝塚市教育振興基本計画に、子どものSOSに気づく力を高めるなど、5本の柱を設け施策を実施している。
いじめの観点について外部の方を入れた事業評価を行い、執行状況を確認し指摘のあった事業を見直している。
具体策としては、12月をいじめ防止月間とし、生徒主導の取組や、学校によるいじめ防止の授業などが行われている。
また、スクールロイヤーが各学校で研修や子どもに対し授業などを行っている。
いじめの相談に対しては、指導主事が各学校を訪問し助言を行うほか、スクールロイヤーにも相談し、重大事案に至らないよう取り組んでいる。

問2 いじめの報告がゼロ件であっても、見落とししているものがあるのではないかと考えることは大切である。しかし、保護者や学校の先生など身近な人に相談しにくいこともある。そのような場合、どのような相談窓口があるのか。

答2 いじめの相談については、各学校で学期ごとにアンケートを実施し、それを基に毎回子どもと面談を行っている。
その他にも、県の相談窓口や子ども未来部が実施している子どもの権利サポート委員会などの窓口があるということ子どもたちに周知している。

問3 今後、部活動が地域移行されるが、そうなると教育委員会との関わりが薄くなるのではないかと。地域と教育委員会との連携をこれからも続けてほしいがどう考えるか。

答3 国は、部活動の完全移行の目標を令和13年度と定めている。学習指導要領も、部活動を地域へ展開するという位置づけではあるが、学校での関わりや教育的意

義についてもしっかりと定めていこうと、中間報告に示されている。

部活動の地域移行が、単に教職員の負担軽減だけでなく、子どもたちの活動機会の確保も含めて考えると、学校生活との密接な関係があるため、教職員との関わりや、教育的意義を含めた位置づけが示されると思っている。いずれにしても、部活動での行き過ぎた指導や、部活動中でのトラブルが学校生活にも及ぶこともあるので、地域移行の動きの中でしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第11号 地域発 民間学童保育の安定的な存続維持についての請願

<請願の趣旨>

NPO法人長尾すぎの子クラブは、公設公営の地域児童育成会のみだった宝塚市で、地域の課題解決のため、行政と共に協働のまちづくりの観点から設立した初めての民間学童クラブである。2004年以降、長尾小学校区では学童の待機児童が多数出たため、長尾まちづくり協議会福祉部会が核となって、2007年2月に法人として認証を受け、発足した。長尾小学校校庭にあるプレハブ校舎一部の貸与を受け2007年4月から待機児童の受け入れを始めた。預かり児童数は初年度18名からスタート、現在では毎年45名を受け入れ、地域の待機児童の居場所としてすっかり定着してきた。

当初は地域の住民が、試行錯誤で始めたが、スタッフ研修を重ね、2015年より始まった「放課後児童支援員」資格も7名が取得するなど、責任を持って毎日の保育にあたっている。長尾地域は今も畑が住宅地に代わり、若い世代の方が増え、また社会情勢の変化に伴い、学童保育の需要が益々高くなっている。この地域の子どもたちの健全な育成や働く保護者の支援をし、地域の雇用創出にもなっている。ただ、運営費は宝塚市からの助成金と保護者の保育料のみに依っている。助成金は「宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱」に定められた金額だが、2008年度には712円だった兵庫県最低賃金は年々上がり、今年2024年10月には1,052円となった。補助金も保育料も変わらず、とはいえスタッフには最低賃金を確保しつつ、経験を積んだスタッフにも同じ時給しか支払えず、保育以外の事務費も切り詰めている状況である。学童保育の待機児童の解消のみを行い他事業などで収益を持たない当クラブでは、このままでは継続的な運営に不安が尽きない。

ついては、今後も安定した学童保育の環境を提供するため、以下の要望につき、十分にご理解の上、検討いただきたい。

<請願の項目>

- 1 交付金基準額は据え置きのままでは、労働者の最低賃金上昇に対応できず、人材確保や安定的な運営も危ぶまれます。社会の変化に対応した支援をご検討ください。またはほかに利用できる補助金などがあればお示しください。

<質疑の概要>

問1 放課後児童健全育成事業費補助金の交付基準額が据置きのままでは、最低賃金の上昇に対応できず、安定的な運営も危ぶまれるとある。補助金の交付基準について、今後の市の見解は。

答1 (市当局) 補助金の交付基準は、平成26年に改定して以降、現在まで同額である。最低賃金価格の上昇や物価の高騰という社会情勢の変化により経費が増加し

ている状況で、補助金が運営に必要な額として適切なのか、今一度、検証が必要かと考える。その上で、場合によっては、見直しも視野に入れる必要があるのではないかと考えている。

問2 他に利用できる補助金などがあれば示してほしいとあるが、何か該当するものはあるか。

答2 (市当局) 放課後児童クラブの運営に関する補助金という形では別の補助金はないが、NPO法人の運営に関しては、様々な制度があると思う。しかし、具体的にどのような補助があるか認識していない。今後、関係する部署と連携しながら情報提供に努めたい。

問3 このままでは人材確保も危ぶまれるということだが、人材確保ができた際には、どのような方向を目指すのか。

答3 (紹介議員A) 現在、保育スタッフと運営を兼ねているなど、人材が不足している状況で日々の保育を行っている。また、立ち上げ時からのメンバーは、年齢も上がっており、スタッフを続けられない状況が生じ始めた。退職する人の補填のためにも人材の確保は必要である。

方向性については、事業を多角経営するなどではなく、地域の待機児童の安全で楽しい放課後の居場所を見守る運営を行うためだと認識している。

問4 この請願は、市全体の放課後児童健全育成事業費補助金に対する意見なのか、それとも今回の請願者であるNPO法人を支援してほしいという趣旨なのか。

答4 (紹介議員B) この民間学童クラブは、働く保護者への子育て支援として、公立の地域児童育成会からあふれた児童を地域で守ってほしいと設立された。地域児童育成会としての考え方は、基本的に他の育成会と同じである。

今、最低賃金が急上昇している社会情勢の中、人を確保するのにどこも非常に苦労している。人材を確保するためには、選んでもらえるだけの賃金が必要である。

請願団体からは、それを踏まえて、今の市の補助金交付要領が本当に適切かどうか、他の団体の先駆けとして請願していきたいという思いを持っていると聞いている。

委員間討議	なし
討論	なし
審査結果	採択(全員一致)

